

各 位

島根中央信用金庫

## 不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当金庫におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事件が発生させ、日頃から当金庫を信頼し、お取引いただいておりますお客様をはじめ、地域及び会員の皆様に対しまして多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心から深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、お客様の信頼回復に向けて、職員の指導教育の徹底、法令等遵守態勢の充実・強化に全力で取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 不祥事件の概要

##### (1) 発覚の経緯

当金庫の本部融資管理部が、ご融資先（A社及びその関係先）に対して返済に関する話し合いを重ねていたところ、平成 22 年 4 月に、融資申込み時における資金使途等に疑念があることが判明しました。

その後、調査委員会を設置して融資申込書、取引伝票等内部資料を調査したうえで、当該融資取組み当時の支店長（前任並びに後任の支店長 2 名）及びA社の関係先に事実関係を確認したところ、平成 23 年 5 月 27 日に前任支店長によるA社に対する浮貸し（※1）、また、平成 23 年 6 月 13 日に前任支店長によるA社への資金供与を目的としたA社関係先への迂回融資（※2）が発覚しました。

さらに、後任支店長も、前任支店長の指示を受け、同様にA社への資金供与を目的としたA社関係先への迂回融資を行っていたことが平成 23 年 7 月 26 日に発覚しました。

（※1）「浮貸し」とは、金融機関の役職員が、その地位を利用し、自己または当該金融機関以外の第三者の利益を図るために、金銭の貸付や金銭の貸借の媒介または債務の保証をすることをいいます。これは金融機関の信用を著しく損なう行為であり、出資法により禁止されています。

（※2）「迂回融資」とは不正融資の一つです。これには大きく分けて、(i) 大口信用供与規制や本部申請を逃れるために債務者以外の関連会社等に名義を分割して融資をした場合、(ii) 融資審査上に問題があり、正規の融資が困難なため、第三者に融資してそのものから本来の債務者へ資金が供与された場合などが該当します。

なお、この度の事案は上記 (ii) の融資審査上の問題から、本来の債務者の関係先に対して融資を行ったものであります。

(2) 事故者（事故当時の支店長 2 名）

前任支店長（元職員、男性 49 歳）、後任支店長（職員、男性 52 歳）

(3) 発生期間及び内容等

①浮貸し

発生期間	内 容	件数・事故金額等
平成 18 年 6 月 20 日～ 平成 18 年 11 月 10 日 (5 ヶ月間)	前任支店長が自身の親族か ら資金を借り入れ、その資 金を A 社に対して私的に用 立てていたもの。	累計先数、件数： 1 先、9 件 累計事故金額： 3,349,000 円 事故金額： 0 円 実損見込額： 0 円

※ 用立て金は、前任支店長に対して全額返還され、親族への返済も完了しております。

②迂回融資

発生期間	内 容	件数・事故金額等
平成 17 年 6 月 8 日～ 平成 20 年 12 月 26 日 (3 年 6 ヶ月間)	A 社の運転資金等に充当す ることを目的に、その関係 先に対して、資金使途を偽 った融資を行ったもの。	累計先数、件数： 4 先、11 件 累計事故金額： 55,800,000 円 事故金額： 30,964,437 円 (3 先、4 件) 実損見込額： 11,631,000 円

※ 上記迂回融資のうち、前任支店長によるものは 3 先、10 件、49,000,000 円、後任支店長によるものは 1 先、1 件、6,800,000 円であります。

※ 事故金額（3 先、4 件、30,964,437 円）のうち、1 先、1 件、11,681,000 円に対して計上している個別貸倒引当金 11,631,000 円を実損見込額としております。

2. 監督官庁への届出及び警察への通報

本件につきましては、法令等に基づき監督官庁への届出を行っております。

また、現時点では損害額が確定していないため迂回融資を対象とした損害賠償請求や刑事告訴、さらに、返済が完了していることから浮貸しを対象とした刑事告発の予定はなく、不祥事件（浮貸し及び迂回融資事件）の発生の事実のみ警察へ通報いたしました。

3. 人事処分

(1) 事故者である前任支店長を平成 23 年 9 月 27 日付で懲戒解雇処分に、後任支店長を同日付で降格・降職処分としました。

(2) 不祥事件の経営責任を明確にするため、理事長以下常勤役員の報酬を減俸しました。

(3) 本件関係職員 8 名を就業規則に則り厳正に処分しました。

#### 4. 再発防止のための措置

当金庫は、従来からコンプライアンスを経営の最優先課題と位置づけ、役職員のコンプライアンス意識及び内部管理態勢の強化に取り組んでまいりました。しかしながら、この度の不祥事件発生を踏まえ、これまでの取組みが不十分であったと深く反省するとともに、今後このような事態を起こさないよう内部通報制度の改善、融資審査や内部監査の機能強化などコンプライアンス態勢及び内部管理態勢の充実・強化に向けて実効性のある再発防止策を策定し、役職員一同全力で取り組んでまいります。

#### 5. 本件に関するお問い合わせ先

本件に関しましてご不明な点がございましたら、コンプライアンス室または総務部までお問い合わせ下さい。

- ・ 電話番号           0853-20-1000
- ・ 担当者             コンプライアンス室（田中）、総務部（加納）
- ・ 受付時間           午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

以上